

## －メラミンに関する分析試験のご案内－

REACH 新規制＝高懸念物質にニッセンケン エコテックス®が対応

2023年1月、REACH規則 第28次SVHC(高懸念物質)リストにメラミン(モノマー/図1), Melamine, CAS番号:108-78-1が追加されました。f) Equivalent level of concern having probable serious effects to human health(人の健康に深刻な影響を及ぼす懸念と同等レベル)及びf) Equivalent level of concern having probable serious effects to environment(環境に深刻な影響を及ぼす懸念と同等レベル)である物質と見なされたことによる追加です。

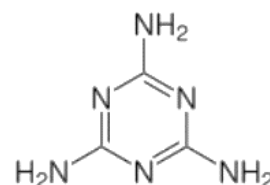


図1 メラミン 構造式

メラミン樹脂は主に食器、化粧板、塗料、スポンジなど、私達の生活の中で幅広く使用されていますが、健康に対する有害性としては、発がん性(区分2)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)(区分1)の恐れがあるとされています。過去にメラミンの食品混入などが問題視され、規制されるなど、有害化学物質への関心が高いヨーロッパでは注目を集めている物質です。食品の他に、樹脂製品や化学薬剤における規制も進んでおり、今後さらに進む可能性があります。

2023年4月1日にリリースしたエコテックス®スタンダード100/レザースタンダード、エコテックス®エコパスポートの新たな基準の中で、メラミンは既に規制化学物質として追加されています。ニッセンケンでは、メラミン分析を実施しております。ご依頼・ご相談など、お気軽にご連絡ください。

### ■主な分析試験対象

繊維製品・皮革製品(特に樹脂を素材とする付属品)及び化学薬剤 など

### ■規制値

<繊維・皮革製品向け>

エコテックス®スタンダード100/レザースタンダード……1,000 mg/kg(全ての製品クラス)

<化学薬剤向け>

エコテックス®エコパスポート……1,000 mg/kg

### ■必要検体量 / 納期

約10g(化学薬剤の場合は約5g) / 10営業日

### ■本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

ライフ アンド ヘルス事業本部 エコテックス®事業部

E-mail: [oekeo-tex@nissenken.or.jp](mailto:oekeo-tex@nissenken.or.jp)